

ニセコ町土地開発基金条例(昭和49年条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>2,550万円</u>とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより<u>基金に追加して積立てをすることができる。</u></p> <p>3 前項の規定により<u>積立て</u>が行われたときは、基金の額は<u>積立額相当額増加</u>するものとする。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>1億円</u>とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより<u>基金に追加して積立てをし、又はこれを処分することができる。</u></p> <p>3 前項の規定により<u>積立て又は処分</u>が行われたときは、基金の額は<u>積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少</u>するものとする。</p>